

# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和5年3月  
橋本市

橋本市長  
橋本市議会議長  
橋本市教育委員会  
橋本市選挙管理委員会  
橋本市代表監査委員  
橋本市公平委員会

特定事業主名： 橋本市消防長

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.6%
全職員	71.3%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	99.3%
課長相当職	95.7%
課長補佐相当職	95.3%
係長相当職	97.9%

### (2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.4%
31～35年	93.0%
26～30年	93.9%
21～25年	90.5%
16～20年	88.2%
11～15年	85.5%
6～10年	89.2%
1～5年	104.3%

【説明欄】

--

※勤続年数は、採用年度を勤続年数の1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

特定事業主名： 橋本市病院事業管理者

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	66.0%
全職員	56.9%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	-
課長相当職	58.9%
課長補佐相当職	92.8%
係長相当職	80.6%

### (2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	116.6%
26～30年	68.1%
21～25年	66.7%
16～20年	75.9%
11～15年	74.1%
6～10年	72.1%
1～5年	54.7%

#### 【説明欄】

2. (1) 役職段階別における部長相当職の欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。  
2. (2) 勤続年数別における36年以上の欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数の1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。